

34100

広島県

広島市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
広島県から「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けて本社機能の移転・拡充を行う。	固定資産税の軽減 【軽減後の固定資産税の税率】 (1)東京 23 区からの移転の場合 初年度～第 3 年度:0% (課税免除) (2)拡充の場合 初年度:0% (課税免除) 第 2 年度:0.467% (軽減前の 1/3) 第 3 年度:0.933% (軽減前の 2/3)	固定資産税	3年間
詳細は広島市 HP をご覧ください。			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
広島市企業立地促進補助金交付要綱	R5.4(改正)	広島市内で建物を賃借して事業所を開設し、下記の要件に該当すること。 【区分】 (1)都市型サービス産業 (2)本社機能の移転・拡充 【対象業種】 (1)の場合 情報サービス業、インターネット附随サービス業、デザイン業、コールセンター業、BPO など (2)の場合 指定なし 【事業要件】 (1)の場合 (いずれかに該当すること) ・広島広域都市圏域内初立地(※1) ・大規模雇用(新規常用労働者 50 人以上)(※2) (2)の場合 地域再生法に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を広島県から受けたもの 【常用労働者数】 5人以上かつ広島広域都市圏域全体で5人以上増加(中小企業の場合は2人以上かつ広島広域都市圏域全体で2人以上増加) ※1 広島広域都市圏:広島市の都心部からおおむね 60km の圏域内にある 28 市町で構成する区域 ※2 常用労働者:雇用期間の定めのないもの又は 1 年以上継続して直接雇用されているものであり、かつ、雇用保険法に規定する被保険者をいう。	【区分】 ①賃料 ②事務所開設費(※) 【補助内容】 ①事業所の賃料年額 ×補助率 1/2×3年間 ②事務所開設費(※) ×補助率 1/2(初年度のみ) 【限度額】 ①1,000 万円/年×3年間 ②300 万円(初年度のみ) ※②事務所開設費は「都市型サービス産業」が中山間地・島しょ部へ進出する場合に限り補助(コールセンターは除く。)
詳細は広島市HPをご覧ください。			

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額（万円以上）	従業員（人以上）			
〈旧音戸町及び倉橋町の区域〉 新增設 〈資本金〉 〈取得価額〉 1,000 万円以下 → 500 1,000 万円超～5,000 万円以下 → 1,000 5,000 万円超 → 2,000 対象業種:製造業, 旅館業, 農林水産物等販売業、情報サービス業等	—	不均一課税 初年度 0.07/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.7/100	固定資産税	3年間
〈旧倉橋町、下蒲刈町、蒲刈町、豊浜町、豊町、音戸町、川尻町及び安浦町の区域〉 新增設 〈資本金〉 〈取得価額〉 5,000 万円以下 → 500 5,000 万円超～10,000 万円以下 → 1,000 10,000 万円超 → 2,000 対象業種:製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	—	課税免除	固定資産税	3年間
(広島県地域未来投資促進計画で定める促進区域内) 県知事の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたもの)の用に共する施設 農林漁業関連業 5,000 その他の業種 10,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
呉市企業立地条例	H17.3	①工場等新增設事業(新規雇用型) 延べ床面積 1,000 m ² 以上(純増)の工場、事務所、流通施設等を市内に新增設し、かつ呉市在住の新規雇用従業者を中小企業は5人以上、大企業は10人以上雇用すること ※対象業種 製造業、情報通信業、運輸業及び郵便業、医療業(厚生労働大臣が高度先進医療として承認した療養を実施するものに限る。)、専門サービス業(他に分類されないものに限る。)のうちのデザイン業、技術サービス業(他に分類されないものに限る。)のうちの土木建築サービス業及び機械設計業、機械等修理業(他に分類	助成金 ①工場等新設・増設助成金 固定資産税相当額を5年間、100% (限度額なし) ②新規雇用従業者助成金 正社員1人当たり50万円、パート1人当たり20万円 (限度額なし) ③土地取得費助成金(公的用地のみ) ・市産業団地 土地代の30% ・その他公的団地 土地代の5% (限度額なし) ④設備取得費助成金 ・市産業団地、その他公的団地 土地を除く建物、設備の投下固定資産税評価額の10% (限度額1億円 ※阿賀マリノポリス地区埋立地は、投下固定資産税評価額に応じ最高5億円までの定額設定) ・その他の土地 土地を除く建物、設備の投下固定資産税評価額の5%

		されないものに限る。)、コールセンター業等	(限度額 5,000 万円)
		<p>②工場等新增設事業(雇用維持型) 市内中小企業が、市内公的団地内の土地又は工業地域若しくは工業専用地域内の土地において延べ床面積 1,000 ㎡以上の工場等を新增設し、かつ雇用従業者の人数が新增設前の工場等の人数と同数以上となること</p> <p>※対象業種 ①工場等新增設事業に同じ</p>	<p>助成金</p> <p>①工場等新設・増設助成金 固定資産税相当額を3年間、100% (限度額なし)</p> <p>②新規雇用従業者助成金 正社員1人当たり 50 万円、 パート1人当たり 20 万円 (限度額なし)</p> <p>③土地取得費助成金 市産業団地 土地代の 30% その他公的団地 土地代の5% (限度額なし)</p> <p>④設備取得費助成金 ・土地を除く建物、設備の投下固定資産税評価額の5% (限度額 5,000 万円 ※阿賀マリノポリス地区埋立地は1億円)</p>
		<p>③ソフトウェア業等誘致促進事業 (賃貸も対象) 市内に事務所等を新增設し、呉市在住の新規雇用従業者を3人以上雇用すること</p> <p>※対象業種 情報通信業、専門サービス業(他に分類されないものに限る。)のうちのデザイン業、技術サービス業(他に分類されないものに限る。)のうちの土木建築サービス業及び機械設計業、機械等修理業(他に分類されないものに限る。)、コールセンター業</p>	<p>助成金</p> <p>①新規雇用従業者助成金 各年度の純増分が対象(5年間) 正社員1人当たり 50 万円、 パート1人当たり 20 万円) (限度額なし)</p> <p>②設備取得費助成金 土地を除く改修、設備投資に係る投下固定資産税評価額の 50% (限度額2千万円)</p> <p>③通信回線使用料助成金 通信回線使用料の 50%を5年間(限度額1千万円/年)</p>
		<p>④本社機能移転等促進事業 本社機能等を東京都 23 区内から市内へ移転又は拡充、かつ呉市在住の新規従業者を中小企業は2人以上、大企業は5人以上雇用すること</p> <p>※対象業種 ①工場等新增設事業に同じ</p>	<p>助成金</p> <p>① 新規雇用従業者助成金 正社員1人当たり 50 万円、 パート1人当たり 20 万円 (限度額なし)</p> <p>②設備取得費助成金 土地を除く改修、設備投資に係る投下固定資産税評価額の 50%(限度額5千万円)</p>
		<p>⑤市内企業設備投資促進事業 雇用従業者数が新增設前の人数以上、かつ市内操業 10 年以上であり、設備投資額が中小企業は1億円以上、大企業は5億円以上であること</p> <p>※対象業種 ①工場等新增設事業に同じ</p>	<p>助成金</p> <p>① 工場等新設・増設助成金 土地を除く投下固定資産税相当額の 50%を2年間 (限度額1億円/年)</p>
		<p>⑥サテライトオフィス誘致促進事業 市外に本店を置く事業者が、市内において情報通信技術の活用により本店等の業務の一部が実施可能な遠隔地勤務のための事務所を新設し、かつ、当該事務所に常時雇用する従業者(当該事業者の本店等の</p>	<p>助成金</p> <p>①新規雇用従業者助成金 各年度の純増分が対象 正社員1人当たり 50 万円</p> <p>②設備取得費助成金 土地を除く改修、設備投資に係る投下固定資産税評価額の 50%</p>

	業務に従事していた者等に限り)が 一人以上常駐すること ※対象業種 風俗業を除く業種	(限度額5百万円) ③通信回線使用料助成金 通信回線使用料の50%を3年間(限度額百万円/年)
--	---	---

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
広島県から地域再生法に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けて本社機能の移転・拡充を行う。	固定資産税の軽減(不均一課税) 【軽減後の固定資産税の税率】 (1)東京 23 区からの移転の場合 初年度:0.14%(軽減前の 1/10) 第 2 年度:0.35%(軽減前の 1/4) 第 3 年度:0.7%(軽減前の 1/2) (2)拡充の場合 初年度:0.14%(軽減前の 1/10) 第 2 年度:0.467%(軽減前の 1/2) 第 3 年度:0.933%(軽減前の 1/1.5)	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
竹原市企業立地促進条例	R5.4 (R5.6 改正)	事業所(直接その事業の用に供する工場、事務所、店舗等)を新設又は増設した事業者 ○投下固定資産総額 1億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)	施設設置奨励金 ○3年度間の固定資産税額に相当する額 ○限度額 各年度 5,000 万円
		事業所(直接その事業の用に供する工場、事務所、店舗等)を新設又は増設した事業者 ○新規雇用従業員3人以上 (中小企業1人以上) ○新規雇用従業員の要件 新規雇用従業員は、事業開始日の前後それぞれ1年以内に新たに雇用され、かつ竹原市に住所を有した者(既に雇用されている者で、事業開始日の前後それぞれ1年以内に新たに竹原市に住所を有した者を含む。)で、次に掲げる要件をすべて満たしたもの。 (1) 雇用保険法に基づく被保険者であること。 (2) 健康保険法又は厚生年金保険法に	新規雇用奨励金 ○新規雇用従業員 1人につき 30 万円 ○限度額 なし

		<p>基づく被保険者であること。</p> <p>(3) 交付申請日において、市内事業所で就労していること。</p> <p>(4) 交付申請日において、1年以上継続して雇用されていること。</p> <p>(5) 交付申請日において、1年以上継続して竹原市に住所を有していること。</p>	
竹原工業・流通団地事業所立地促進条例	H12.9 (H27.3 改正)	<p>①区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹原工業・流通団地への立地 <p>②規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産取得総額 2億円以上 (中小企業1億円以上) 	<p>奨励金</p> <p>①事業所設置奨励金</p> <p>当該事業所に新たに固定資産税が課せられることになった年度から起算して3年度間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年目 100/100 ・2年目 100/100 ・3年目 100/100 <p>○限度額 3年間5億円</p> <p>②雇用奨励金</p> <p>○新規雇用常用従業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人につき 15 万円 ・20 人(中小企業は 10 人)を超える場合は1人につき5万円を加算 <p>○限度額 2,000 万円</p> <p>③土地取得奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買代金に次の割合を乗じた額 一律 10/100 <p>④施設整備奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税評価額(土地を除く)×10/100 <p>○限度額 1億円</p>
竹原市サテライトオフィス等誘致促進助成金交付要綱	R2.4	<p>○対象条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸等により、市内で新たに事業場を開設するもの ・新規常用労働者3名以上(市外からの異動者も含む。) <p>○対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象業種: 情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、学術・開発研究機関、広告業、デザイン業、コールセンター業 ※映像・音声・文字情報制作業、広告業及びデザイン業については、専ら情報通信の技術を利用する方法により行 	<p>○対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業場の用に供する建物の賃借料、通信回線使用料 <p>○対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を開始した日から1年を経過するごとに3年間 <p>○助成金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/2 <p>○上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100万円/年度

		う事業に限る。	
--	--	---------	--

34204

広島県

三原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
〈久井町, 大和町〉 新增築及び改築、修繕等 ▲製造業・旅館業 〈資本金〉 〈取得価額(合計額)〉 5,000 万円以下 500 5,000 万円超 1 億円以下 1,000 ※ 1 億円超 2,000 ※ ▲情報サービス業等・農林水産物等販売業 〈資本金〉 〈取得価額(合計額)〉 5,000 万円以下 500 5,000 万円超 500 ※ ※資本金等の規模が 5,000 万円超の法人が行 う取得等については、新增設に限る。	—	課税免除	固定資産税	3年間
〈佐木島, 小佐木島〉 新增設 ●法人の場合 ▲製造業・旅館業 〈資本金〉 〈取得価額(合計額)〉 5,000 万円以下 500 5,000 万円超 1 億円以下 1,000 1 億円超 2,000 ▲情報サービス業等・農林水産物等販売業 資本金に関係なく 500 ●個人の場合 いずれの業種も 500	—	課税免除	固定資産税	3年間
〈地域未来投資促進法に基づく税制〉 新增設 10,000 ※農林漁業関 5,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
〈地域再生法に基づく税制〉 新增設 3,800 ※中小の場合 1,900	—	●拡充型 不均一課税 初年度 0% 第二年度	固定資産税	3年間

		0.467%		
		第三年度		
		0.933%		
		●移転型		
		課税免除		

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
三原市工場等立地促進条例	H17.3	<p>工場等</p> <p>【新設】</p> <p>○投下固定資産総額 2億円以上 (中小企業 1億円以上)</p> <p>○新規雇用常用労働者 20人以上 (中小企業 10人以上)</p> <p>【増設】(償却資産の入替を含む)</p> <p>○投下固定資産総額 1億円以上 (中小企業 5,000万円以上)</p> <p>○操業開始日において、増設前の常用労働者数を下回らないこと</p> <p>(立地場所等の制限有り)</p>	<p>奨励金</p> <p>①固定資産税相当額奨励金</p> <p>○固定資産税相当額</p> <p>1年目 100/100</p> <p>2年目 75/100</p> <p>3年目 50/100</p> <p>○限度額 各年度1億円</p> <p>②雇用奨励金</p> <p>新設し、又は増設した工場等が操業を開始する日において、常用労働者を20人以上(中小企業者においては10人以上)新規雇用していること。</p> <p>○操業開始後、1年を経過した日の新規雇用常用労働者×10万円</p> <p>(市内に住所を有する者は30万円)</p> <p>※中山間地域においては、</p> <p>新規雇用常用労働者×20万円</p> <p>(市内に住所を有する者は40万円)</p> <p>○限度額 2,000万円</p> <p>③生産設備投資額奨励金</p> <p>新設し、又は増設した工場等の延べ床面積が500平方メートル以上であり、かつ、雇用奨励金の交付要件を満たしていること。</p> <p>○設備投資額に5/100を乗じて得た額</p> <p>○限度額 1億円</p> <p>④環境配慮型設備設置奨励金</p> <p>環境配慮型設備の設置に要した費用に50/100を乗じて得た額(限度額 500万円)</p>

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
広島県から「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けて本社機能の移転・拡充を行う。	【軽減後の固定資産税の税率】 (1) 東京23区からの移転の場合 初年度:0% 第2年度:1/4 第3年度:2/4(課税免除) (2) 拡充の場合 初年度:0%(課税免除) 第2年度:1/3 第3年度:2/3	固定資産税	3年間
	詳細は尾道市ホームページをご覧ください。		
(中小企業等経営強化法に基づく税制) 対象事業者:尾道市に事業所を持つ中小企業者 対象事業:先端設備等導入計画の認定を受け、かつ固定資産税特例の対象となる設備投資	原則、課税された年度から3年間、固定資産税の課税標準を1/2に軽減。賃上げの表明を行った場合は、最大で5年間1/3に軽減。	固定資産税	3年間
	詳細は尾道市ホームページをご覧ください。		

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
尾道市工場等設置奨励条例	S58.3	①新・増設する工場等が、物品の製造、加工若しくは修理の事業に直接供する施設、流通施設又は工業に関する試験研究施設及びこれらに付帯する施設であること。 ②当該工場等に対する投下固定資産総額が5,000万円以上であること。 ③工場等を設置するエリアが、市街化調整区域・住宅系・商業系の用途地域でないこと。	①工場等設置奨励金 工場等を設置するエリアが、新・増設した工場等が操業を開始した日以後において、当該工場等に対して新たに固定資産税が課されることになった年度から3年以内の期間、各年度の固定資産税を助成する。 (助成額) 1年目 100/100 2年目 80/100 3年目 60/100 (限度額) 各年度 5,000万円 ※因島重井商工業団地にあつては、固定資産税相当額を5年間、100%補助する。

		<p>②雇用奨励金</p> <p>新・増設した工場等の操業に伴い、新規雇用した常時使用する市内在住の従業員の数が、当該工場等の操業開始後1年を経過した日において、中小企業にあつては5人以上、その他にあつては10人以上である場合に助成する。</p> <p>(助成額)</p> <p>1人につき 30 万円</p> <p>(限度額)</p> <p>3,000 万円</p> <p>③帰郷者雇用奨励金</p> <p>因島重井商工業団地内に工場等を新・増設するものであつて、新たに雇用した常時使用する市内在住の従業員の数が、当該工場等の操業開始後1年を経過した日において、中小企業にあつては5人以上、その他にあつては10人以上である場合に助成する。</p> <p>(限度額)</p> <p>1人につき 30 万円</p> <p>④土地取得奨励金</p> <p>県営産業団地の土地を 5,000 m²以上、広島県から一括払いで購入したのに対して土地代金の5%を助成</p> <p>⑤設備取得奨励金</p> <p>県営産業団地内において設備の新設又は増設するために要した費用(土地取得代金を除く)の5%(広島県の助成対象となるもの)</p> <p>(限度額)</p> <p>5,000 万円</p>
H28.12	<p>①市内に賃貸借契約により情報サービス事業所又はコールセンターを設置するもの。</p> <p>②操業開始に伴い、雇用する常時使用する市内在住の従業員の数が、情報サービス事業所の場合は、3人以上(うち2人以上は新規雇用)であるこ</p>	<p>奨励金</p> <p>①事業所設置奨励金</p> <p>市内に設置した事業所等の賃借料を最大3年間助成。</p> <p>(助成額)</p> <p>1ヶ月の賃借料の 1/2</p> <p>(限度額)</p>

		<p>と。コールセンターの場合は、10人以上(うち7人以上は新規雇用)であること。</p>	<p>各年度100万円</p> <p>※広島県の制度と併用した場合、同率・同期間で補助する。(各年度の限度額200万円)</p> <p>②通信回線使用料奨励金</p> <p>市内に設置した事業所等の通信回線使用料を最大3年間助成。</p> <p>(助成額)</p> <p>1ヶ月の通信回線使用料の1/2</p> <p>(限度額)</p> <p>各年度200万円</p> <p>※広島県の制度と併用した場合、同率・同期間で補助する。(各年度の限度額400万円)</p>
--	--	---	---

34207

広島県

福山市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

適用基準	措置事項
(中小企業等経営強化法に基づく税制) 対象事業者:福山市所在の中小企業者 対象事業:先端設備等導入計画の認定を受け、 かつ固定資産税特例の対象となる 設備投資	固定資産税の課税標準を次のとおりとする。 【賃上げ表明なし】 3年間2分の1に軽減 【1.5%以上の賃上げ表明有り】 ・令和6年3月31日までに取得した設備 5年間3分の1に軽減 ・令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に取得した設備 4年間3分の1に軽減

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
福山市企業立地 促進条例	H17.4 (R3.6 改正)	事業所設置奨励金 ①工場・流通施設 ○工場・流通施設の新設・増設 ・投下固定資産総額 5,000 万円以上 ○大規模工場の新設・増設 ・投下固定資産総額 100 億円超 (土地代除く) ・事業計画に基づく雇用維持 ○立地場所 ・市内工業地域等	奨励金 ①土地助成 ○要件 ・福山北産業団地第2期 ○内容 ・土地取得価格×15% ②設備助成 ○要件 ・びんごエコ団地(新設) ・工場 生産施設部分の延床面積 2,000 m ² 以上 新規雇用常用従業員数 10 人以上 ・流通施設 流通業務施設部分の延床面積 1,000 m ² 以上 新規雇用常用従業員数5人以上 ○内容 ・びんごエコ団地 設備投資額(土地代除く)×5% 限度額 5,000 万円 ③既存建物撤去費用、インフラ整備費用等

		<p>助成</p> <p>○要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場(新設) 工業専用地域, 工業地域, 準工業地域 ・流通施設(新設) 工業専用地域, 工業地域, 準工業地域, 商業地域, 近隣商業地域 <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存建物撤去費用, インフラ整備費用等×10% <p>限度額 2,000 万円</p> <p>④固定資産税、資産割事業所税助成</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税相当額 (工場・流通施設) <table border="0"> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>営</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>1年目</td> <td>100%</td> <td></td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>80%</td> <td></td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>60%</td> <td></td> <td>50%</td> </tr> </table> <p>限度額 各年度1億円</p> <p>(大規模工場)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>営</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>1年目</td> <td>100%</td> <td></td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>100%</td> <td></td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>100%</td> <td></td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>4年目</td> <td></td> <td></td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>5年目</td> <td></td> <td></td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>限度額 計5億円 なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産割事業所税相当額 (工場・流通施設・大規模工場) <table border="0"> <tr> <td></td> <td>県</td> <td>営</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>1年目</td> <td>100%</td> <td></td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>80%</td> <td></td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>60%</td> <td></td> <td>50%</td> </tr> </table> <p>限度額 各年度 600 万円</p>		県	営	その他	1年目	100%		100%	2年目	80%		75%	3年目	60%		50%		県	営	その他	1年目	100%		100%	2年目	100%		100%	3年目	100%		100%	4年目			100%	5年目			100%		県	営	その他	1年目	100%		100%	2年目	80%		75%	3年目	60%		50%
	県	営	その他																																																							
1年目	100%		100%																																																							
2年目	80%		75%																																																							
3年目	60%		50%																																																							
	県	営	その他																																																							
1年目	100%		100%																																																							
2年目	100%		100%																																																							
3年目	100%		100%																																																							
4年目			100%																																																							
5年目			100%																																																							
	県	営	その他																																																							
1年目	100%		100%																																																							
2年目	80%		75%																																																							
3年目	60%		50%																																																							
	<p>②試験研究施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額 5,000 万円以上 ・新設 専門的技能者5人以上雇用 ・増設 専門的技能者3人以上新規雇用 	<p>奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額×20% ・限度額 1億円 																																																								
	<p>③特定業務施設</p>	<p>奨励金</p>																																																								

		<ul style="list-style-type: none"> ・新設 3人以上雇用 ・増設 2人以上新規雇用 <p>※事業所設置奨励金の交付を受けるまでの間当該雇用人数が維持されるものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県外の特設業務施設から3人以上異動させ、異動先の従業員数が3人以上増加する場合 ・県外からの異動従業員(家族[配偶者+1親等以内]を含む) <ul style="list-style-type: none"> 1人当たり 50 万円 ・県内(市内除く)からの異動従業員(家族含まず) <ul style="list-style-type: none"> 1人当たり 30 万円 ・投下固定資産総額×50% ・限度額 合計 5,000 万円 ○その他の場合 ・県内(市内除く)からの異動従業員(家族含まず) <ul style="list-style-type: none"> 1人当たり 30 万円 ・投下固定資産総額×10% ・限度額 合計 2,000 万円 														
		<p>④情報サービス事業所, コールセンター</p> <p>○情報サービス事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 5人以上雇用 ・増設 3人以上新規雇用 <p>○コールセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 20人以上雇用 ・増設 10人以上新規雇用 <p>※事業所設置奨励金の交付を受けるまでの間当該雇用人数が維持されるものであること</p>	<p>奨励金</p> <p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産総額×50% ・限度額 100 万円 ○事務所賃料(最大3年間)×50% ・限度額 各年 600 万円 ○通信回線使用料(最大3年間)×50% ・限度額 各年 1,000 万円 <p>増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産総額×50% ・限度額 100 万円 ○事務所賃料(1年間)×50% ・限度額 600 万円 ○通信回線使用料(1年間)×50% ・限度額 1,000 万円 														
		<p>設備投資奨励金</p> <p>○工場・流通施設・試験研究施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">小規模企業者</td> <td style="padding-left: 20px;">3,000 万円以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">中小企業者</td> <td style="padding-left: 20px;">1億円以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">中堅企業者</td> <td style="padding-left: 20px;">3億円以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の者</td> <td style="padding-left: 20px;">30 億円以上</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づく雇用の維持 	小規模企業者	3,000 万円以上	中小企業者	1億円以上	中堅企業者	3億円以上	その他の者	30 億円以上	<p>奨励金</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税相当額(工場・流通施設・試験研究施設) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年目</td> <td style="padding-left: 20px;">100%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2年目</td> <td style="padding-left: 20px;">75%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3年目</td> <td style="padding-left: 20px;">50%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 限度額 各年度 1 億円 	1年目	100%	2年目	75%	3年目	50%
小規模企業者	3,000 万円以上																
中小企業者	1億円以上																
中堅企業者	3億円以上																
その他の者	30 億円以上																
1年目	100%																
2年目	75%																
3年目	50%																

	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模工場 <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額 100 億円超 ・事業計画に基づく雇用の維持 ・過去に特例の適用を受けてから 2 年を経過していないものを除く ○立地場所 <ul style="list-style-type: none"> ・工場 工業専用地域, 工業地域, 準工業地域 ・流通施設 工業専用地域, 工業地域, 準工業地域, 商業地域, 近隣商業地域 ・試験研究施設 市内全域 	(大規模工場) <ul style="list-style-type: none"> 1年目 100% 2年目 100% 3年目 100% 4年目 100% 5年目 100% 限度額 なし
--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
府中市企業立地促進条例	H19.4 (改正後施行日) H23.12 (全部改正) R2.3 (一部改正)	①業種 製造業、情報通信業、学術研究 ②建設場所 準工業地域、工業地域、工業専用地域及びこれらに準ずる地域 ③投下固定資産総額 土地、建物、償却資産への投資が ・大企業 1億円以上 ・中小・小規模企業 5,000万円以上 ④事業所の面積 ・大企業 2,000㎡以上 ・中小企業 1,000㎡以上 ・小規模企業 500㎡以上 ⑤新規雇用 ・大企業 5人以上 ・中小企業 2人以上 ・小規模企業 1人以上	奨励金 ①企業立地促進奨励金 指定事業者の指定を受けてから操業開始の日までの期間に取得した、事業所設置に要する用地の取得額(と土地鑑定評価額いずれか低い額)の10/100以内の額を、操業の開始が確認できた日以降に交付する。 ○限度額1億円 ②投下固定資産奨励金 操業開始以後、新增設工場等に対して課税される固定資産税等相当額以内の額を3年度間交付する ③雇用促進奨励金 奨励事業者の指定から操業後1年までの間に新規雇用した府中市在住の従業員1人につき50万円を交付する。 ○限度額 1,000万円
〈過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく税制優遇措置〉	R3.9.27	(1) 対象地域：府中市 (2) 対象業種：製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 (3) 対象資産： ・事業の用に供する家屋および家屋の敷地である土地 ・償却資産(機械および装置並びに建物およびその附属設備等)	2021年(令和3年)4月1日から2024年(令和6年)3月31日までに取得した次の資産に対して固定資産税を最大で3年間免除。

34209

広島県

三次市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
(集積区域内) 課税の特例対象業種であること	—	課税免除	固定資産税	3年間

※ 集積区域:企業立地促進に係る広島県基本計画で定める集積区域

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
三次市工場等設置 奨励条例	H16.4.1	<p>○奨励対象業種及び施設</p> <p>【三次工業団地・みわ工業団地・四拾貫産業用地・三良坂産業団地】</p> <p>農業, 林業及び漁業を除く産業分類に属する業種(風俗営業関係業並びに公衆衛生及び環境上問題のある業種は除く。)</p> <p>【工業団地以外】</p> <p>○製造業 物品の製造、加工又は修理の事業の用に供する施設及びこれらに付帯する施設</p> <p>○流通施設 流通業務を専ら行うための施設</p> <p>○情報サービス事業所 日本標準産業分類に掲げる中分類番号 39 の情報サービス業の用に供する施設</p> <p>○試験研究施設 工業製品に係る基礎研究、応用研究又は開発研究を主体に行う施設で独立した構造及び設備を有するもの</p> <p>■助成制度① 工場等設置奨励金</p> <p>●要件</p>	○助成内容

		<p>①当該工場等に対する新たな投下固定資産総額が、1億円以上</p> <p>②かつ、操業を開始する日において、新規雇用労働者が5人以上 (※原則としてこの水準を維持すること。)</p>	<p>・当該工場等(土地、建物及び償却資産をいう。)に対して新たに固定資産税等(固定資産税及び都市計画税の合計額をいう。以下同じ。)が課されることになった年度から起算して5年度における各年度の固定資産税等相当額。(ただし、リース等物件に係るものは除く。)</p> <p>○限度額 なし</p> <p>○対象区域 三次市内全域</p>						
		<p>■助成制度②</p> <p>雇用奨励金</p> <p>●要件</p> <p>①工場等設置奨励金の対象事業者</p> <p>②操業開始後3年間で雇用する三次市に住所を有する新規雇用労働者</p>	<p>○助成内容 1人当たり 100 万円</p> <p>○限度額 なし</p> <p>○対象地域 三次市内全域</p>						
		<p>■助成制度③</p> <p>土地造成奨励金</p> <p>●要件</p> <p>① 既に市内に工場等を有する者であること。</p> <p>② 工場等設置奨励金の要件を満たすこと。</p> <p>③ 造成する土地の面積が5,000㎡以上であること</p> <p>④ 造成完了後、3年以内に操業開始すること</p> <p>⑤ 新設又は増設する工場等の床面積が500㎡以上であること。</p> <p>■助成制度④</p> <p>土地取得奨励金</p> <p>●要件</p> <p>①工場等設置奨励金の要件を満たすこと</p> <p>②売買価格が適正な価格と認められること</p> <p>③土地を1ha以上取得すること</p>	<p>○助成内容 土地造成費(土地取得費を除く。)に要する経費の50%</p> <p>○限度額 3000万円</p> <p>○対象地域 三次市内全域</p> <p>○助成内容 土地取得代に係る</p> <table border="0"> <tr> <td>三次工業団地</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>みわ工業団地</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>三良坂産業団地</td> <td>5%</td> </tr> </table>	三次工業団地	5%	みわ工業団地	5%	三良坂産業団地	5%
三次工業団地	5%								
みわ工業団地	5%								
三良坂産業団地	5%								

		<p>※ただし三良坂産業団地は除く。</p> <p>④土地取得後2年以内に操業すること</p>	<p>四拾貫産業用地 20%</p> <p>○限度額</p> <p>四拾貫産業用地に関しては制限なし それ以外の団地に関しては、「土地取得奨励金」「設備等取得奨励金」の合計 5,000万円</p> <p>○対象地域</p> <p>・三次、みわ、三良坂各産業団地 四拾貫産業用</p>
		<p>■助成制度⑤</p> <p>設備等取得奨励金</p> <p>●要件</p> <p>①土地取得奨励金の対象事業者</p> <p>②建物の床面積が延べ500㎡以上</p> <p>③新規雇用常用労働者5人以上</p>	<p>○助成額</p> <p>建物及び設備投資額の5%</p> <p>○限度額</p> <p>「土地取得奨励金」「設備等取得奨励金」の合計 5,000万円</p> <p>○対象地域</p> <p>・三次、みわ、三良坂産業団地</p>
		<p>■助成制度⑥</p> <p>水道助成金</p> <p>●要件</p> <p>①投下固定資産総額5億円以上</p> <p>②新規雇用常用労働者5人以上</p> <p>③水道の使用水量が毎月1,000㎡以上</p>	<p>○助成額</p> <p>水道使用料金の50%(10年間)</p> <p>○限度額</p> <p>1,500万円/年</p> <p>○対象地域</p> <p>三次工業団地</p>
		<p>■助成制度⑦</p> <p>地盤改良奨励金</p> <p>●要件</p> <p>①工場等設置奨励金の要件を満たすこと</p> <p>②三次工業団地第Ⅲ期分譲地を広島県から購入すること。</p>	<p>○助成額</p> <p>地盤改良工事等に要する経費の50%</p> <p>○限度額</p> <p>3,000万円</p> <p>○対象区域</p> <p>三次工業団地(Ⅲ期分譲地) 東酒屋産業用地</p>

34210

広島県

庄原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
新增設 10,000 (一部 5,000) (広島県地域未来投資促進基本計画で定める集積区域内) 課税の特例対象業種であること	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 2,700 (過疎地域自立促進特別措置法に規定される過疎地域内(庄原市全域)) 課税の特例対象業種であること	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
庄原市企業立地促進条例	H17.3	①工場 ・工場適地等指定地域及び指定地域外で、工業導入が適当である地区へ設置 ・工場の建築面積 500 m ² 以上 ・新規雇用常用労働者 5人以上 (1/2 以上市内居住者に限る) ・指定後3年以内に操業開始	助成金 (1) 投下固定資産の額×10/100 (2) ア. 新規雇用常用労働者 30 人以下の場合 新規雇用者数×15 万円 イ. 新規雇用常用労働者 30 人を超える場合 30 人×15 万円+30 人を超える新規雇用常用労働者数×10 万円 【助成金上限額】 (1) (2) あわせて 5,000 万円
庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金交付要綱	H31.3	超高速情報通信網及び市内の建物等を活用し新たにサテライトオフィスを市内に開設し、かつ、次のいずれにも該当するものとする。 ①市内に営業拠点及び事業場を有していないこと。 ②3年以上継続して事業を行う意思があること。	補助金 (1)建物取得・改修費 ・建物の取得費又は改修費×1/2 【上限額】 ①建物取得 200 万円 ②建物改修 50 万円 (2)備品購入費 ・備品購入に係る経費×1/2 【上限額】 50 万円

		<p>③新たに1人以上の常用雇用労働者を雇用すること又は市外の他の事業場で雇用している常用雇用労働者を1人以上当該サテライトオフィスに異動させること。</p> <p>④サテライトオフィスにおいて、要綱に定める業種又は市長が適当と認める業種を営むこと。</p> <p>⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。</p>	<p>(3) リース料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付決定日の属する月から 36 月以内に係る自動車のリース料×1/2 <p>【上限額】 月額1万8千円</p> <p>(4)賃借料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付決定日の属する月から 36 月以内に係る建物賃借料(共益費及び駐車場賃借料を含む。)×1/2 <p>【上限額】 月額4万円</p> <p>※広島県の助成制度と併用可</p> <p>(5)工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光回線の引き込みに係る工事費×1/2 <p>【上限額】 5万円</p> <p>(6)回線使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付決定日の属する月から 36 月以内に係る光回線使用料×1/2 <p>【上限額】 月額2万円</p> <p>※広島県の助成制度と併用可</p>
--	--	---	---

34211

広島県

大竹市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大竹市産業振興奨励条例	H20.4	<p>本市において家屋及び償却資産に賦課された固定資産税の増加課税標準額(申請年度と前年度を比較)</p> <p>○中小企業以外 5億円以上</p> <p>○中小企業 5,000万円以上</p> <p>業種</p> <p>○鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業^{※1}、飲食店・宿泊業^{※2}、医療・福祉、サービス業(他に分類されないもの)^{※2}</p> <p>※1:中分類「その他の卸売業」中、小分類「他に分類されない卸売業」中、細分類「代理商、仲立商」を除く。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第5項に規定するもの(以下「風俗営業等」という。)に関するものを除く。風俗営業等に関するものを除く</p> <p>※2:風俗営業等に関するものを除く</p>	<p>産業振興奨励金</p> <p>○増加課税標準額×1.4%</p> <p>○限度額 5,000万円</p> <p>(1年間)</p>

34212

広島県

東広島市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間		
投下固定資本額(万円以上)			従業員 (人以上)					
業種		資本金規模		—	課税 免除	固定 資産税	3年間	
		5,000 万円以下 (個人を含む)	5,000 万円超 1 億円以下					1 億円超
製造業	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上					
旅館業		※	※					
農林水産物等 販売業 情報サービス業 等	500 万円以上	500 万円以上※						
※資本金等の規模が 5,000 万円超の事業者については、新增設に係る取得等に限る。 (みなし過疎地域)								

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
東広島市企業立地促進条例	S58.6	○立地場所(施設設備更新助成金を除く) 次のいずれかに該当すること ・用途地域が工業系であること ・開発面積が5ha 以上又は分譲面積1 ha 以上の規模を有する産業団地 ・敷地面積 5,000 m ² 以上かつ延べ面積 2,000 m ² 以上の工場等 ○対象業種及び設備投資額、雇用者数の規模 ◇工場(製造業、植物工場)	助成金 ①工場等設置助成金 工場等が操業開始までに取得した固定資産に係る固定資産税納付額に相当する額を3年間交付 ○限度額 上限なし ②雇用助成金 指定事業者に対して、市内に住所を有する新規雇用常用従業員に 20 万円(障害者の場合 40 万円)を乗じた額を交付 ○限度額 上限なし ③施設設備更新助成金 操業開始から 10 年を経過した工場等が施設設備更新等を行った場合、投下固定資産総額が 3,000 万円以上であれば当該固定資産税相当額に 30/100 を乗じ

		<ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産(家屋・償却資産)総額 3,000 万円以上 ・現行の雇用水準を維持 ◇試験等施設及び流通施設 ・投下固定資産(家屋・償却資産)総額 3,000 万円以上 ・現行の雇用水準を維持 ◇更新 ・投下固定資産(家屋・償却資産)総額 3,000 万円以上 ・現行の雇用水準を維持 	<p>た額を交付</p> <p>○限度額 各年度3億円を上限に3年間交付</p>
東広島市産業集積促進条例	H29.2	<ul style="list-style-type: none"> ○対象業種 製造業(研究開発部門も可) ○投下固定資産(家屋・償却資産)総額 10 億円以上 	<p>助成金</p> <p>対象固定資産に賦課される固定資産税相当額に 25/100 を乗じた額を3年間交付</p> <p>限度額 上限なし</p>
東広島市産業用地環境整備助成金交付要綱	H29.3	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 自社で事業を行うための施設(工場、学術・研究開発等施設、流通施設)を建設する者 ○対象要件 ①産業用地拡充型 市内の 5,000 m²以上の遊休地に、新たに工場等を建設する場合 ②大規模投資促進型 市内の工場等に、新たに投下固定資産総額(家屋・償却資産に限る)が 10 億円以上の投資を行う場合 	<p>助成金</p> <p>①産業用地拡充型</p> <p>建物等の撤去、インフラの整備、敷地内進入路の整備に係る経費の額に 25/100 を乗じた額を交付</p> <p>限度額 1億円</p> <p>※開発許可等を伴わない場合は限度額 5,000 万円</p> <p>②大規模投資促進型</p> <p>建物等の撤去、インフラの整備、敷地内進入路の整備に係る経費の額に 50/100 を乗じた額を交付</p> <p>限度額 1億円</p> <p>※開発許可等を伴わない場合は限度額 5,000 万円</p>
東広島市サテライトオフィス等誘致促進助成金交付要綱	H29.3	<ul style="list-style-type: none"> ○対象条件 次のいずれにも該当すること ・法人格を有するもの ・賃貸等により本市内で新たに事業所を開設するもの(市外事業所の移転を含む) 	<p>助成金</p> <p>①イニシャルコスト</p> <p>内装改修費用、情報通信システム導入費、研究開発に要する機器の購入費に 30/100 を乗じた額を交付</p> <p>②ランニングコスト</p> <p>オフィス賃料、情報通信システム保守・使用料、通信</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用常用労働者 1 名以上(市外事業所からの異動者を含む) ・助成金の交付を受けた日から 5 年間以上の業務継続を行うもの <p>○対象業種</p> <p>情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業など</p>	<p>回線使用料に係る経費に 50/100 を乗じた額を最大 3 年度交付</p> <p>限度額 500 万円/年度</p>
--	---	--

34213

広島県

廿日市市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
廿日市市オフィス誘致 促進助成金交付要綱	R元.10	<p>○対象者</p> <p>市外から事業所を移転し、又は市内に事業所を新設するために、建物を新たに借り受けて次の事業等を行う法人又は個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報サービス業 ・インターネット付随サービス業 ・コールセンターに付随する事業 <p>○条件</p> <p>次のいずれにも該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内において新たに事業場を設けることとなること。 ・新規雇用常用労働者が1名以上であり、3年以上の業務継続が予定されているものであること。など 	<p>○助成金</p> <p>次の経費のうち、市長が適当と認めるものの総額の2分の1を最大3年度交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内装改修費(初年度のみ) ・設備機器購入費(初年度のみ) ・オフィス賃借料 ・通信回線使用料 <p>○限度額</p> <p>200万円/年度</p>

34214

広島県

安芸高田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	内容
<p>○対象事業者 製造業、旅館業(下宿営業の除く)、農林水産物等販売業、情報サービス業等</p> <p>○対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期間内に取得または製作もしくは建設した生産設備 ・租税特別措置法に基づく減価償却資産の特別償却に該当するもの(または特別償却を実施することが可能な要件を備えた減価償却資産であること) ・資本金の額等 5,000 万円超の法人は新設または増設の場合に限る (新設または増設は、既存設備の取り換え、更新のために生産設備等を設置した場合に、生産能力・処理能力等が従前に比べて、概ね 30%以上増加した部分のこと) <p>○生産設備の取得価額要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、旅館業 資本金の額等が 5,000 万円以下の場合…取得価額 500 万円以上 資本金の額等が 5,000 万円超～1 億円以下の場合…取得価額 1,000 万円以上 資本金の額等が 1 億円超の場合…取得価額 2,000 万円以上 ・農林水産物等販売業、情報サービス業等…取得価額 500 万円以上 <p>○対象となる固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地(対象建物の建築着手日の前 1 年以内に取得した場合) ・家屋(事務所・倉庫)は除く ・償却資産(機械及び装置) <p>※土地は課税免除の対象となりますが、取得価額の合計には含めません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地、家屋、償却資産ともに直接事業の用に供する部分が対象となります。 	<p>○固定資産税の課税免除 (課税されるべき年度から 3 年度分)</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
安芸高田市企業立地奨励条例	H19.4	<p>安芸高田市内に新たに工場を設置する企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額 5,000 万円以上 ・新規雇用者 3人以上 	<p>奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ①企業等立地奨励金 ○固定資産税相当額を3年間 ○限度額 各年度 1,500 万円 ②雇用奨励金 ○新規雇用1人につき 12 万円 ○限度額 600 万円

			<p>③施設整備奨励金 土地取得費を除く設備投資額の5%</p> <p>○限度額 500万円</p> <p>④土地取得奨励金 面積が5,000㎡を超えた場合、所得価格の5%</p> <p>○限度額 1,000万円</p>
安芸高田市サテライトオフィス等進出支援補助金	H28.7	<p>安芸高田市内に企業活動の拠点を開設し、企業活動を通じて地域経済の発展に寄与する事業を計画する者で次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者を含む常用勤務者が1名以上在勤する企業又は市内において2名以上の新規雇用をする企業 ・県外から市内に本社を移転する企業 	<p>補助金(補助率 1/2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物改修費、設備費、交通費 上限 300万円 ・賃借費及び通信費 上限 50万円

34215

広島県

江田島市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)				
新增設 対象業種:製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報通信技術利用事業、情報サービス業、インターネット 付随サービス業、有線放送業 取得価額 製造の事業・旅館業 資本金の額等 5,000万円以下 …500万円以上 5,000万円超1億円以下 …1,000万円以上 1億円超 …2,000万円以上 その他の対象事業 …500万円以上		—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
江田島市企業立地奨励条例	H16.11	産業施設等 ○新增設 ・投下固定資産総額 3,000 万円以上であること ・新規雇用者が3人以上であること ・5年以上事業を継続すること ※対象業種 市の産業振興に寄与すると認められるもの(風営法第2条第1項及び第5項を除く)	奨励金 ①企業立地奨励金 ○固定資産税相当額を5年間(限度額なし) ②新規雇用奨励金 ○新規雇用従業員(常勤)を1年以上継続して雇用し、6か月以上市内に住所を有する者 100 万円/人(限度額 5,000 万円・1回限り) ※広島県の中山間地域雇用奨励事業補助金を適用期間中のみ ③施設整備奨励金 ○投下固定資産の固定資産税評価額(土地を除く)に5%を乗じた額(上限 500 万円・1回限り) ④土地取得奨励金 ○取得した土地の面積が 1,000 m ² 以上で固定資

			産の固定資産税評価額に5%を乗じた額(上限 1,000 万円・1回限り・取得後3年以内に操業を開 始するもの)
--	--	--	---

34302

広島県

府中町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
府中町地域活力創出型 オフィス誘致促進助成金 交付要綱	H30.5	町内の空き店舗等を賃借して事業場を開設し、3年以上事業を継続する法人で、次のいずれかに該当するもの 1.サテライトオフィス 2.情報サービス等事業所で、従業員3人以上(うち一人は町内に居住するもの)を雇用するもの	家賃、通信費 月5万円以内、3年間 補助率 10/10

詳しくはこちら([府中町地域活力創出型オフィス誘致促進助成金](#))

34309

広島県

坂町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
<p>中小企業等経営強化法に基づく措置</p> <ul style="list-style-type: none">・対象事業者 先端設備等導入計画の認定を受け、坂町内に対象設備を導入した中小企業者・対象事業 先端設備等導入計画の認定を受け、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業・対象設備 中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全て <p>※令和7年3月31日まで</p>	<p>課税免除</p>	<p>固定資産税</p>	<p>3年間、4年間又は5年間</p>

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
安芸太田町企業誘致促進条例	H20.9	◎固定資産税に対する奨励措置	①各年度の固定資産税相当額で、1,000 万円上限とし、1類で8年間、2類で8年間とする。 ②各年度の交付額は次のとおり ・1類:過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条に基づく製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 ・2類:上記以外の業種 初年度 1類 10 割 2類 10 割 2年度 1類 10 割 2類 10 割 3年度 1類 10 割 2類 10 割 4年度 1類7割 2類7割 5年度 1類6割 2類6割 6年度 1類5割 2類5割 7年度 1類5割 2類5割 8年度 1類5割 2類5割
	H24.12 改正	①新設・増設した投下固定資産総額 2,700 万円以上	
	H26.9 改正	②リース契約料の投下固定資産投資評価額 2,700 万円以上	
	H27.3 改正		
	H27.6 改正		
	R1.9 改正		
	R2.3 改正		
	R3.9 改正		
		◎設備取得に対する奨励措置 (雇用に対する奨励措置に適用していることが条件)	①設備の取得に要した額に 100 分の 10 を乗じて得た額(上限 2,000 万円) ②土地の取得に要した額に 100 分の 10 を乗じて得た額(上限 1,000 万円)
		①新設・増設した投下固定資産総額 2,700 万円以上 ②リース契約料の投下固定資産評価額が 2,700 万円以上	
		◎雇用に対する奨励措置 (操業開始後の1年経過後の最初の1	新規雇用一人につき 20 万円、3年間 ①1,000 万円を上限とする。

		<p>月1日に置いて1年以上継続して雇用している物であって、同日現在において町内に住所を有している新規雇用常用労働者3人以上)</p>	<p>②広島県中山間地域雇用奨励事業補助金交付要綱の適用期間に限り、初年度のみ 50 万円と読み替えて適用する。</p>
--	--	---	--

34369

広島県

北広島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく		課税免除	固定資産税	3年間
【製造業、旅館業】				
資本金の額等	取得価額要件			
5,000万円以下	500万円以上			
5,000万円超1億円以下	1,000万円以上			
1億円超	2,000万円以上			
【農林水産物等販売業、情報サービス業】				
資本金の額等	取得価額要件			
-	500万円以上			
※資本金の額等が5,000万円を超える法人の場合は、新設・増設に限る。				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
北広島町企業立地 奨励条例	H17.6	《対象となる工場等》	補助金 設備取得奨励金 土地取得金額を除いた設備投資金額に 5%を乗じた額を助成(限度額:1,000万円)
	H24.3 改正	(1)物品の製造	
	H26.3 改正	(2)加工若しくは修理の事業に直接供する施設	
	H30.3 改正	(3)流通施設(荷受け、保管、流通加工、出荷、道路運送業務)	
	R2.3 改正	(4)工業に関する試験研究施設	
北広島町企業立地 奨励条例施行規則	H17.6	(5)ソフトウェア業等施設及びこれらに付帯する施設	
	R2.3 改正	(6)新エネルギー産業及びこれらに付帯する施設	
北広島町企業立地 奨励金交付要綱	H26.4	(7)その他町長が町の経済発展や雇用機会の拡大に特に寄与することと認める施設	
	H29.4 改正	《対象となる基準》 新設又は増設した工場等に対する投下固定資産総額が5,000万円以上であること	

34431

広島県

大崎上島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

市町村名	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
大崎上島町	新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
大崎上島町 (集積区域内)	課税の特例対象業種であること	—	課税免除	固定資産税	3年間

※ 集積区域:企業立地促進に係る広島県基本計画で定める集積区域

34462

広島県

世羅町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)			
<p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく措置</p> <p>・製造の事業・旅館業</p> <p>〈資本金の額等〉 〈取得価額〉</p> <p>5,000 万円以下 → 500 万円以上</p> <p>5,000 万円超1億円以下 → 1,000 万円以上</p> <p>1億円超 → 2,000 万円以上</p> <p>・農林水産物等販売業、情報サービス業</p> <p>〈取得価額〉 500 万円以上</p> <p>※令和6年3月 31 日まで</p>	課税免除	固定資産税	3年間
<p>中小企業等経営強化法に基づく措置</p> <p>・対象事業者</p> <p>先端設備等導入計画の認定を受け、世羅町内に対象設備を導入した中小企業者</p> <p>・対象事業</p> <p>先端設備等導入計画の認定を受け、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業</p> <p>・対象設備</p> <p>中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全て</p> <p>※ただし、年平均の投資利益率が5%以上になることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること。</p> <p>※令和7年3月 31 日まで</p>	<p>【賃上げ表明のない場合】課税標準額を1/2に軽減</p>	固定資産税	3年間
	<p>【賃上げ表明のある場合】課税標準額を1/3に軽減</p>	固定資産税	<p>【2023年(令和5年)4月1日から2024年(令和6年)3月31日までに取得した設備】5年間</p> <p>【2024年(令和6年)4月1日から2025年(令和7年)3月31日までに取得した設備】4年間</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
世羅町企業の設備等取得補助金交付要綱	R3. 4. 1	<p>《対象となる工場等》</p> <p>(1) 物品の製造、加工若しくは修理の事業に直接供する施設</p> <p>(2) 流通施設</p>	世羅町企業の設備等取得補助金補助事業者が同一事業年度内に、新設又は増設した工場等に投下した設備取得等代金額に5%を乗じた
※令和8年3月 31 日			

<p>まで</p>	<p>(3) 工業に関する試験研究施設</p> <p>(4) 情報通信技術利用事業等施設及びこれらに付帯する施設</p> <p>(5) 旅館業の用に供する施設</p> <p>(6) その他町長が町の経済発展に特に寄与することと認める施設</p> <p>《対象となる基準》</p> <p>(1) 都市計画法の工業地域、準工業地域に工場等を新設し、又は増設するものであること、若しくは世羅町固定資産税の課税免除に関する条例に規定する要件に適合するものであること。</p> <p>(2) (1)に規定する地域以外においては、町内に存する 500 m²以上の造成が可能な土地及び公有地であること。ただし、業種業態を勘案し明らかにその面積を必要としない場合はこの限りではない。</p> <p>(3) 新設又は増築した工場等に対する投下固定資産総額が 2,700 万円以上であること。</p> <p>(4) その他町長が認めた場合。</p>	<p>額(限度額 1,000 万円)</p> <p>ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>
-----------	---	---

34545

広島県

神石高原町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）				
新增設	500	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
神石高原町工場等設置奨励条例	H16.11	工場等 ○業績の安定度、成長度及び信用度を有すると認められるもの又は将来地域産業としてその発展が期待されるもの ○投下固定資産総額 500 万円以上	奨励金 ○固定資産税相当額 初年度 70/100 2年度 60/100 3年度 50/100 ○奨励指定者として受けた指定ごとの各年度における交付限度額 1,000 万円